

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人海技教育機構（以下「法人」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）及び決算報告書について、監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、法人の主たる事務所（法人本部）及び従たる事務所（傘下の学校）において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適性を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。なお、法人には子法人に相当する法人は存在しない。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 法人の業務が法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け、効果的、かつ、効率的に実施されているかどうかの意見

法人の業務及び役職員の職務執行は法令等に従い適正に実施され、不正な行為の事実は認められない。

- 2 法人の内部統制システムの整備とその運用状況についての意見

内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について指摘すべき重大な事項は認められない。

3 役員の職務の執行に関する不正の行為、法令等に違反する重大な事実の有無について

役員が職務執行において不正の行為を行った事実、不正な行為をするおそれがあった事実、法令等に違反する事実又は著しく不当な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人である有限責任監査法人トーマツによる監査の方法、実施体制及び結果については、相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令及び内部規程等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見


独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項（随意契約の適正化を含めた入札・契約状況、人件費の適正化・給与水準の状況及び法人の長の報酬水準の妥当性、組織体制の整備、保有財産の見直し及び受益者負担の拡大を含む自己収入の拡大）については、適切に実施されているものと認める。

平成27年 6月26日

独立行政法人海技教育機構

監 事

監 事（非常勤）

田 田 直 核 
松 瀬 宇 太 郎 